

令和 8 年度 観光 DX セミナー Q&A

本 Q&A は、令和 8 年 7 月 13 日に開催した「観光 DX セミナー」において、参加者アンケートでお寄せいただいたご質問に対し、講師の方からご回答いただいた内容を取りまとめたものです。

Case1 AI カメラ活用による人流分析を通じた誘客強化の取組

質問：

AI カメラを地域に導入する際、個人情報保護への対応やその他の法的課題について、どのように対応されたのでしょうか。

回答：

個人情報保護法においては、特定の個人を識別することができる映像情報であれば、個人情報に該当しますが、今回導入したカメラは、映像だけで特定の個人情報を検索することができる仕組みになっていないため、記録した日時について検索することは可能であっても、特定の個人に係る映像情報について検索することができないので、個人情報保護法の観点で問題ないことを、設置した業者から説明をうけております。

それとともに、当該導入したカメラが、他の法令に抵触するような仕様である旨の説明は受けていない状況です。